

■重要事項説明書(介護・医療)

■サービス利用契約書

■個人情報使用同意書

株式会社 ASAHI RISE CARE

訪問看護ステーション つみぎ

指定訪問看護 重要事項説明書（介護・医療）

訪問看護サービスの利用を開始するにあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が契約上の説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 ASAHI RISE CARE
代表者氏名	代表取締役 川口 剛史
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岡山市北区今 6-7-1 電話:086-239-2620 FAX:086-239-3789
法人設立年月日	2025 年 8 月 27 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション つみき
介護保険指定 事業所番号	3360191914
事業所所在地	岡山市北区今 6-7-1
連絡先 相談担当者名	電話:086-239-2620 FAX:086-239-3789 管理者 上野 愛美
事業所の通常の 事業の実施地域	岡山市(北区御津町、建部町、東区瀬戸町は除く)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法・医療保険法の趣旨に従い、ご利用者が、その居宅において、その人が有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。
運営の方針	ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。訪問看護の実施に当たっては、関係行政機関をはじめ地域の保健、医療、福祉サービス機関と密接に連携をはかり、協力と理解のもとに円滑適切な運営を図るものとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

※24 時間常時、電話等の連絡対応や緊急訪問が可能な体制を整備確保しています。

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 上野 愛美
-----	-----------

職種	職 務 内 容	人 員 数
管理者 (看護師若しくは保健師)	主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行い、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 また、従業員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名 (看護職員兼務)
看護職員 (看護師・准看護師)	主治医の指示による訪問看護計画書に基づき事業の提供に当たります。	常勤換算 2.5 名以上
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士	指定訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当します。	必要に応じて 雇用し配置
(その他) サービスの質の向上を図るため、職員に対し、定期的に研修の機会を設けるものとします。		

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びにご利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、ご利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 (1) 病状・障害の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 食事及び排泄など日常生活の世話 (4) 褥瘡の予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 認知症患者の看護 (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) カテーテルなどの管理 (10) その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問職員の禁止行為

訪問職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② ご利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ ご利用者の同居ご家族に対するサービス提供
- ④ ご利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（ご利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他ご利用者又はご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料金について

サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護報酬及び医療保険の診療報酬に準拠した金額、その他にかかる費用となります。また、サービス利用料金の詳細については、後述「サービス利用料金の説明」のとおりとします。

4 利用料金の支払いについて

- (1) 訪問看護サービスが、医療・介護保険の適用を受ける場合、それぞれの保険割合に応じて、かかった費用の1割～3割を負担していただきます。
- (2) 毎月のご利用料は月毎の合計金額を翌月の10日までには請求書を発行致しますので下記の方法でお支払い下さい。
 - ① 指定口座からの引き落とし（毎月20日）銀行、郵便局、農協など
 - ② 指定口座への振り込みの場合は下記の口座（お支払期日：ご利用月の翌月末日）

中国銀行 岡山西支店 （115）

普通口座 2658509

口座名 株式会社 ASAHI RISE CARE 代表取締役 川口 剛史

（カブシキガイシャアサヒライズケア ダイヒョウトリシマリヤクカワグ
チツヨシ）

- ③ 現金での支払い

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) ご利用者が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) ご利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びにご利用者の心身の状況、またご利用者やご家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、ご利用者又はご家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、ご利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、ご利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

6 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・上野 愛美
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

(5) 苦情解決体制を整備しています。

(6) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(7) 介護相談員を受入れます。

(8) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
----------------------------------	--

② 個人情報の保護について	① 事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者のご家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者の負担となります。）
----------------------	---

8 緊急時における対応について

事業者の従業者は、サービス提供中にご利用者の症状の急変、その他の緊急事態が生じた時は速やかにご利用者のご家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医又は予め定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講ずると共に、管理者へ報告します。管理者はご利用者に係る介護支援事業者等の関係機関に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応について

ご利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、その旨県民局・市町村・ご利用者のご家族・ご利用者に関する居宅介護支援事業者に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じます。またその事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を徹底します。

10 研修及び学生の実習について

当事業者において、訪問看護の研修や看護専門学校等の実習を受け入れた場合。ご都合をお伺いして看護師と一緒に訪問させていただく場合があります。

11 身分証携行について

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはご利用者のご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握について

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携について

- (1) 訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、ご利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録について

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) ご利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 ハラスメントの防止について

事業者は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって、おとしめる行為
- ③ 性的言動、性的嫌がらせ、好意的態度の要求等の行為

上記は、当該法人職員、関係事業所の方、ご利用者及びそのご家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
- (3) 職員などに対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力・ハラスメント行為を行ったと判断された場合は、サービスを中止し関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

16 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者へのサービス提供を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。また、職員に対して業務継続計画を周知するとともに、定期的に研修・訓練を実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 衛生管理等について

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、定期的に感染症の予防及びまん延防止検討委員会の開催、職員に対する研修・訓練を実施します。

18 サービス内容に関する相談・苦情窓口について

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションつみき 担当者：上野 愛美	月曜日～金曜日（祝祭日の場合を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 電話 086-239-2620
【市町村（保険者）の窓口】 岡山市事業者指導課	電話 086-212-1013 （苦情窓口）
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	電話 086-223-8811 （苦情窓口）

サービス利用料金の説明

【1】サービス利用料金に関する事項

- (1) サービス利用料金は、介護保険適用、医療保険適用、保険適用外に分かれています。
- (2) 介護保険サービスに対するご利用者負担金は居宅介護支援事業者等が作成するご利用者の「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」によるものとします。
- (3) 介護保険及び医療保険において、公費等でご利用者負担金に調整が必要な場合は、公費その他の減額措置における給付率、負担率等を確認し、ご利用者負担金を算出後、提示します。
- (4) 本契約の有効期間中、介護保険法及び健康保険法その他関係法令または診療報酬の改正により、サービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業者は、法令改正後速やかにご利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知し同意を得ます。
- (5) 介護報酬の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、超えた部分は全額自己負担となります。（その際には、居宅サービス計画等を作成する際に説明の上、ご利用者の同意を得ることになります）。
- (6) 介護保険サービスに対するご利用者負担金は、居宅サービス計画書等を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、一旦ご利用者が介護報酬を支払い、その後区市町村に対して保険給付分を請求することになります。
- (7) ご利用者が介護保険料の支払いを滞納している場合、介護保険法により保険給付の支払方法変更（償還払い）等の給付制限が生じることがあります。保険給付の制限を受けた場合（介護保険被保険者証の給付制限欄に「支払方法の変更」等の記載があった場合）、一旦ご利用者が介護報酬を支払い、その後区市町村に対して保険給付分を請求することとなります。詳細については居宅介護支援事業者等または担当者からご説明します。
- (8) 保険適用外のサービスは、保険適用サービスに併用してご利用者またはご家族の希望により提供したサービスを指します。その内容は、下記「【4】サービス利用料金について（保険適用外）」について」に規定するとおりです。

【2】サービス利用料金について（介護保険適用）

- (1) 介護報酬は、サービスや内容、加算ごとに決められた単位数で、利用されたサービスの合計単位数に地域単価を乗じた金額となります。
- (2) ご利用者負担金は、介護報酬から保険給付分を控除した金額とし、ご利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。
- (3) 利用時間は、原則20分以上1時間30分未満とします。ただし、(7)③長時間訪問看護加算に該当する場合を除きます。
- (4) 通常の時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合、次の通り割増されます。

早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)	+25%
------------------------------	------

深夜(午後 10 時～午前 6 時)	+ 50 %
--------------------	--------

(5) 介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの 1 単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と地域単価は、7 級地 10.21 円となります。

(6) 介護報酬及びご利用者負担金の単価は下記のとおりとなります。

表 1 介護保険適用(基本部分)

訪問看護基本利用料【介護給付】						訪問看護基本利用料【予防給付】			
所要時間/項目		単位数	ご利用者負担分			単位数	ご利用者負担分		
			1 割	2 割	3 割		1 割	2 割	3 割
A	20 分未満	314 単位	321 円	641 円	962 円	303 単位	310 円	619 円	928 円
	30 分未満	471 単位	481 円	962 円	1,443 円	451 単位	461 円	921 円	1,382 円
	30 分以上 60 分未満	823 単位	841 円	1,681 円	2,521 円	794 単位	811 円	1,622 円	2,432 円
	60 分以上 90 分未満	1,128 単位	1,152 円	2,304 円	3,455 円	1,090 単位	1,113 円	2,226 円	3,339 円
B	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	294 単位	301 円	601 円	901 円	284 単位	290 円	580 円	870 円
C	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した訪問看護(1 月につき)	2,961 単位	3,024 円	6,047 円	9,070 円				

①保健師・看護師によるサービス

- ◆ 20 分未満のサービスは、緊急時訪問看護加算の届出をしている事業所であって、別に 20 分以上のサービスが週 1 回以上計画されている場合に適用となります。
- ◆ 担当の看護職員が准看護師の場合は、そのサービス料金は上記 A の金額の 90 % となります。

②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるサービス

- ◆ 理学療法士等が行うサービスは、40 分以上で 2 回分、60 分以上で 3 回分の算定となります。また、1 日に合計 3 回分以上算定する場合、該当日のサービス料金は全ての回数分が、介護給付は上記 B の 90 %、予防給付は上記 B の 50 % となります。また、週 6 回を限度として算定します。
- ◆ 下記項目のいずれかに該当する場合は、1 回につき 8 単位減算します。
 - ・当事業所での前年度の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えていること
 - ・当事業所が緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算のいずれも算定していないこと
 - ・予防給付については、理学療法士等によるサービス（予防給付）を利用開始した月から 12 か月を超えて同様のサービスを行う場合は、1 回につき 5 単位減算します。ただし、上記②に該当する場合は 1 回につき 15 単位減算します。

③指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行った場合

- ◆ 担当の看護職員が准看護師の場合のサービス料金は、上記 C の金額の 98 % となります。
- ◆ 要介護 5 のご利用者に訪問看護を行う場合、上記 C の所定単位数に 1 月あたり 800 単位加算します。

- ◆ ご利用者が医療保険の訪問看護を利用する場合、上記Cの所定単位から要介護1～4のご利用者は1日あたり97単位、要介護5のご利用者は124単位減算します。

加算項目		単位数	ご利用者負担分		
			1割	2割	3割
□複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	254単位	260円	519円	778円
	30分以上	402単位	411円	821円	1,232円
□複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満	201単位	206円	411円	616円
	30分以上	317単位	324円	648円	971円
□長時間訪問看護加算		300単位	307円	613円	919円
□緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600単位	613円	1,226円	1,838円
□緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		574単位	586円	1,172円	1,758円
□特別管理加算(Ⅰ)		500単位	511円	1,021円	1,532円
□特別管理加算(Ⅱ)		250単位	256円	511円	766円
□専門管理加算		250単位	256円	511円	766円
□ターミナルケア加算【介護給付】		2,500単位	2,553円	5,105円	7,658円
□初回加算(Ⅰ)		350単位	358円	715円	1,072円
□初回加算(Ⅱ)		300単位	307円	613円	919円
□退院時共同指導加算		600単位	613円	1,226円	1,838円
□看護・介護職員連携強化加算		250単位	256円	511円	766円
□看護体制強化加算(Ⅰ)【介護給付】		550単位	562円	1,123円	1,685円
□看護体制強化加算(Ⅱ)【介護給付】		200単位	205円	409円	613円
□看護体制強化加算【予防給付】		100単位	103円	205円	307円
□口腔連携強化加算		50単位	51円	102円	153円
□サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	A、B	6単位	7円	13円	19円
	C	50単位	51円	102円	153円
□サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	A、B	3単位	3円	6円	9円
	C	25単位	26円	51円	77円
□遠隔死亡診断補助加算		150単位	154円	307円	460円

(7) 加算については下記のとおりです。

表2 加算

□複数名訪問加算は、同時に複数の職員によるサービスが必要な場合に、ご利用者またはその家族等の同意を得たうえで、下記の算定区分及び所要時間に応じて加算します。

(Ⅰ)：複数の看護師等が訪問した場合 (Ⅱ)：看護師等と看護補助者が訪問した場合

□長時間訪問看護加算は、下記特別管理加算の加算を算定しているご利用者に対し、1時間30分以上のサービスが必要な場合に加算します。

□ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）は、当事業所が下記の要件を満たす場合に加算します。

（イ）ご利用者またはそのご家族に対して24時間の連絡体制を取り、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っており、ご利用者の同意をいただいていること。

（ロ）緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制を整備していること。

なお、看護師等以外の職員が連絡相談を担当する場合は、下記の体制を構築します。

- ・看護師等以外の職員がご利用者またはご家族からの連絡・相談に対応する際のマニュアルを整備
- ・緊急時訪問の必要性の判断を看護師等が速やかに行える連絡体制及び緊急時訪問が可能な体制
- ・管理者が連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制・状況を明らかにすること
- ・連絡・相談を受けた際に、看護師等以外の職員は看護師等へ報告し、報告を受けた看護師等が報告内容を訪問看護記録書に記録する体制

□緊急時訪問看護加算（Ⅱ）は、上記の（イ）の要件を満たす場合に加算します。

□特別管理加算は、厚生労働大臣の定める状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合に、下記の算定区分に応じて加算します。

（Ⅰ）：下記の（イ）に該当する状態 （Ⅱ）：下記の（ロ）から（ホ）に該当する状態

【厚生労働大臣が定める状態】

（イ）在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅 気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

（ロ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己 疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

（ハ）人工肛門または人工膀胱を設置している状態

（ニ）真皮を越える褥瘡の状態

（ホ）点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

□専門管理加算は、下記いずれかの要件に該当する場合に加算します。

- ・所定の専門研修を受けた看護師が、悪性腫瘍の鎮痛療法・化学療法を実施、真皮を越える褥瘡の状態、または人工肛門・人工膀胱を造設していて管理が困難なご利用者に対して、計画的な管理を行った場合
- ・特定行為研修を修了した看護師が、診療報酬における手順書加算を算定するご利用者に対して、計画的な管理を行った場合

□ターミナルケア加算は、当事業所がご利用者またはご家族に対して、24時間連絡体制及び必要に応じサービスを提供できる体制を整備している場合に、ターミナル支援体制について訪問看護計画を作成しご利用者及びご家族に対して説明し同意をいただいた上で、ご利用者がお亡くなりになられた日及び前14

日以内に2日以上（ご利用者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にある場合は1日以上）ターミナルケアを行った場合に加算します。

□初回加算は、新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して初回サービスを行った際に、下記の算定区分に応じて加算します。

（Ⅰ）：病院等から退院・退所した日に看護師が初回サービスを実施した場合

（Ⅱ）：病院等から退院・退所した日以外に初回サービスを実施した場合

□退院時共同指導加算は、病院等に入院中または入所中のご利用者が退院・退所するご利用者に対して、看護師等（准看護師除く）が病院等の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その後サービスを行った場合に加算します。

□看護・介護職員連携強化加算は、事業所が、喀痰吸引等サービスを行うための登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所のご利用者に対し喀痰吸引等を円滑に行うための支援を行った場合に加算します。

□看護体制強化加算（Ⅰ）は、当事業所が下記の要件を満たした場合に、1月につき加算します。

a) 前6か月間のご利用者のうち、緊急時訪問看護加算を算定した方の占める割合が50%以上

b) 前6か月間のご利用者のうち、特別管理加算を算定した方の占める割合が20%以上

c) 前12か月間のご利用者のうちターミナルケア加算の算定者5名以上

d) 従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が60%以上

□看護体制強化加算（Ⅱ）は、上記のa)b)d)の要件を満たし、前12か月間のご利用者のうちターミナルケア加算の算定者1名以上の場合に、1月につき加算します。

□看護体制強化加算【予防給付】は、上記⑭のa)b)d)の要件を満たした場合に、1月につき加算します。

□口腔連携強化加算は、当事業所が歯科医療機関との相談体制を確保し、当事業所の職員がご利用者の口腔状態の評価を実施し、ご利用者の同意を得た上で、評価結果を歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合に加算します。

□サービス提供体制強化加算は、当事業所が全従業者に対し健康診断等を定期的実施し、個別に研修計画を作成の上研修を実施または予定し、及びご利用者情報や留意事項の伝達または従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催し、下記の算定区分に応じた要件を満たす場合に加算します。

（Ⅰ）：従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の職員の占める割合が30%以上

（Ⅱ）：従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の職員の占める割合が30%以上

□訪問看護ターミナルケア療養費について、厚生労働大臣が定める地域に居住しているご利用者に対し、情報通信機器を用いた在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合には、遠隔死亡診断補助加算を加算します。

- (8) 事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に居住しているご利用者に、通常の実施地域を越えてサービス提供した場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、5%の割合を介護報酬に加算します。
- (9) 当事業所の所在建物と同一敷地内もしくは隣接敷地内の建物に居住するご利用者又は当事業所における1月あたりのご利用者が20人以上居住する建物のご利用者に対しサービスを行った場合は、所定単位数の90%を算定し、同様にご利用者が50人以上居住する同一敷地内建物等の場合は、所定単位数の85%を算定します。
- (10) 当事業所が重要事項説明書6に掲げる虐待防止のための措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として、所定単位数の1%を減算します。
- (11) 当事業所が業務継続計画を策定していない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1%を減算します。(2025年4月1日より適用)

【3】サービス利用料金について（医療保険適用）

- （１）医療保険の指定訪問看護の料金は、訪問看護基本療養費及び訪問看護管理療養費の額に、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護ベースアップ評価料の額を加えた額となります。
- また、特別訪問看護指示書の指示が出た場合を除き、介護保険による給付を受けられる場合は算定できません。なお、ご利用者負担分（表３参照）は、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金からご利用者ごとの医療保険給付額を控除した金額となります。
- （２）訪問看護基本療養費は、訪問看護を行う職員の資格により金額が異なり、週３日を限度として算定します。訪問看護基本療養費Ⅱは、同一日に同一建物に入居・入所している複数のご利用者にサービスを行った場合に算定します。ただし、同一日に２人までの訪問の場合と３人以上の訪問の場合で、表３のとおり料金が異なります。
- （３）訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱのうち、悪性腫瘍に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア及び人工膀胱ケアが必要なご利用者に対して、所定の専門研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーション又はご利用者の在宅療養担当の保険医療機関の看護師等と共同してサービスを行った場合は、表３のⅠⅡ共通に記載の金額を月１回限度として算定します。ただし、同一日に訪問看護管理療養費は算定しません。
- （４）訪問看護基本療養費Ⅲは、入院中で在宅療養に備えて一時的に外泊をしているご利用者に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書に基づきサービスを行った場合、入院中１回（下記（５）の厚生労働大臣が定める疾病等または特別管理加算の要件に該当するご利用者の場合は２回）を限度として算定します。
- （５）訪問看護基本療養費Ⅰ及びⅡは、下記の厚生労働大臣の定める疾病等または後述の特別管理加算の要件に該当するご利用者については、週４日以上算定ができます。

【厚生労働大臣の定める疾病等】

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症
⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患 ⑩多系統萎縮症 ⑪プリオン病
⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症
⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態

- （６）特別訪問看護指示書は、急性増悪等により、頻回の訪問看護が必要と主治医が判断した場合に、通常の訪問看護指示書に加えて交付されます。１月につき１回の指示で、１４日間まで訪問します。
- （７）訪問看護管理療養費は、サービスを提供するにあたって安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画及び訪問看護報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行った場合に、下記の区分に応じて訪問の都度算定します。

①月の初日の訪問

当事業所が別途定められた施設基準を満たし、地方厚生局長に届出ている場合には、機能強化型訪問看護管理療養費を算定します。

②月２日目以降の訪問

当事業所のご利用者のうち同一建物居住者の割合が７０％未満で、当事業所が厚生労働大臣の定める疾病

等または特別管理加算の要件に該当するご利用者へのサービスについて相当な実績を有する場合には、訪問看護管理療養費 1 を算定し、1 の要件に当てはまらない場合は訪問看護管理療養費 2 を算定します。

表 3 訪問看護基本療養費・訪問看護管理療養費

療養費		項目	ご利用者負担分			
				1 割	2 割	3 割
訪問看護 基本療養費	(I) 在宅	保健師・助産師・看護師	週 3 日目まで	555 円	1,110 円	1,665 円
			週 4 日目以降	655 円	1,310 円	1,965 円
		准看護師	週 3 日目まで	505 円	1,010 円	1,515 円
			週 4 日目以降	605 円	1,210 円	1,815 円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		555 円	1,110 円	1,665 円
	(II) 同一建物	同一建物での同一日に 2 人				
		保健師・助産師・看護師	週 3 日目まで	555 円	1,110 円	1,665 円
			週 4 日目以降	655 円	1,310 円	1,965 円
		准看護師	週 3 日目まで	505 円	1,010 円	1,515 円
			週 4 日目以降	605 円	1,210 円	1,815 円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		555 円	1,110 円	1,665 円
		同一建物での同一日に 3 人以上 9 人以下				
		保健師・助産師・看護師	週 3 日目まで	278 円	556 円	834 円
			週 4 日目以降	328 円	656 円	984 円
		准看護師	週 3 日目まで	253 円	506 円	759 円
			週 4 日目以降	303 円	606 円	909 円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		278 円	556 円	834 円
		同一建物での同一日に 10 人以上 19 人以下				
		保健師・助産師・看護師	月 20 日目まで	276 円	552 円	828 円
			月 21 日目以降	266 円	532 円	798 円
		准看護師	月 20 日目まで	252 円	504 円	756 円
			月 21 日目以降	242 円	484 円	726 円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	月 20 日目まで	276 円	552 円	828 円
			月 21 日目以降	266 円	532 円	798 円

		同一建物での同一日に 20 人以上 49 人以下					
		保健師・助産師・看護師	月 20 日目まで		271 円	542 円	813 円
			月 21 日目以降		261 円	522 円	783 円
		准看護師	月 20 日目まで		247 円	494 円	741 円
			月 21 日目以降		237 円	474 円	711 円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	月 20 日目まで		271 円	542 円	813 円
			月 21 日目以降		261 円	522 円	783 円
	同一建物	同一建物での同一日に 50 人以上					
		保健師・助産師・看護師	月 20 日目まで		261 円	522 円	783 円
			月 21 日目以降		251 円	502 円	753 円
		准看護師	月 20 日目まで		237 円	474 円	711 円
			月 21 日目以降		227 円	454 円	681 円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	月 20 日目まで		261 円	522 円	783 円
			月 21 日目以降		251 円	502 円	753 円
	1 II 共通	悪性腫瘍に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア及び人工膀胱ケアの専門研修受けた看護師（月 1 回）			1,285 円	2,570 円	3,855 円
	(III)	入院中の一時外泊時の訪問看護			850 円	1,700 円	2,550 円
訪問看護 管理療養費	月の初日の訪問	下記以外		771 円	1,542 円	2,313 円	
		機能強化型訪問看護 管理療養費 1		1,376 円	2,752 円	4,128 円	
		機能強化型訪問看護 管理療養費 2		1,046 円	2,092 円	3,138 円	
		機能強化型訪問看護 管理療養費 3 及び 4		903 円	1,806 円	2,709 円	
	月 2 日目以降の訪問	訪問看護管理療養費 1	単一建物居住者 20 人未満		301 円	602 円	903 円
			単一建物居住者が 20 人以上 50 人未満	月 15 日まで	251 円	502 円	753 円
		月 16 日以降 24 日目まで		231 円	462 円	693 円	

訪問看護 管理療養費	月 2 日目以 降の訪問	訪問看護管 理療養費 2		月 25 日 目以降	221 円	442 円	663 円
			単一建 物居住 者が 50 人以上	月 15 日 まで	241 円	482 円	723 円
				月 16 日 以降 24 日まで	221 円	442 円	663 円
				月 25 日 以降	201 円	402 円	603 円

(8) 加算については表 4 のとおりです。ご利用者へのサービス提供において、表 4 に記載の算定要件を満たす加算を算定します。

表 4 加算

★は、ご利用者の同意により加算の対象となります。

加算			ご利用者負担分			算定要件
			1 割	2 割	3 割	
緊急訪問看護	月 14 日目まで		265 円	530 円	796 円	ご利用者またはご家族の求めに応じて、主治医の指示により緊急にサービスを提供した場合に加算
加算 /日	月 15 日目以降		200 円	400 円	600 円	
長時間訪問看護加算 /週 1 回			520 円	1,040 円	1,560 円	特別管理加算の要件に該当・特別訪問看護指示書を受けたご利用者へのサービスが 90 分を超えた場合に週 1 回加算（15 歳未満で超重症児・準超重症児・特別管理加算要件に該当の場合は週 3 回まで）
夜間・早朝訪問看護加算 /日	同一建物 2 人まで		210 円	420 円	630 円	早朝または夜間帯にサービスを実施した場合に加算
	同一建物内 3 人以上 9 人以下	月 15 日目 まで	210 円	420 円	630 円	
		月 16 日目 以降	190 円	380 円	570 円	
	同一建物内 10 人以上 19 人以下	月 15 日目 まで	180 円	360 円	540 円	
		月 16 日目 以降	130 円	260 円	390 円	
	同一建物内 20 人以上	月 15 日目 まで	120 円	240 円	360 円	

	49 人以下	月 16 日目 以降	95 円	190 円	285 円	
	同一建物内 50 人以上	月 15 日目 まで	100 円	200 円	300 円	
		月 16 日目 以降	80 円	160 円	240 円	
深夜訪問看護加算 /日	同一建物 2 人まで		420 円	840 円	1,260 円	深夜帯にサービスを実施した場合に加算
	同一建物内 3 人以上 9 人以下	月 15 日目 まで	420 円	840 円	1,260 円	
		月 16 日目 以降	400 円	800 円	1200 円	
	同一建物内 10 人以上 19 人以下	月 15 日目 まで	390 円	780 円	1,170 円	
		月 16 日目 以降	230 円	460 円	690 円	
	同一建物内 20 人以上 49 人以下	月 15 日目 まで	210 円	420 円	630 円	
		月 16 日目 以降	150 円	300 円	450 円	
	同一建物内 50 人以上	月 15 日目 まで	180 円	360 円	540 円	
		月 16 日目 以降	130 円	260 円	390 円	
★24 時間対応体 制加算 /月	イ) 看護業務の負担軽減の取組を行 っている場合		680 円	1,360 円	2,040 円	当事業所がご利用者またはそのご家族に対して 24 時間 の連絡体制を取り、計画外の緊急時訪問を必要に応じて 行う体制を取っており、ご利用者の同意をいただいた上 で加算。なお、緊急時訪問における看護業務の負担軽減 に資する十分な業務管理等の体制を整備した場合はイの 金額を加算
	ロ) 上記以外の場合		652 円	1,304 円	1,956 円	
特別管理加算 /月	(1)		250 円	500 円	750 円	サービス利用料金の説明【2】(7)に記載の【厚生労 働大臣が定める状態】の(ロ)～(ハ)に該当の場合は (1) を(イ)に該当の場合は(2)の金額を加算
	(2)重症度高		500 円	1,000 円	1,500 円	
退院時共同指導加算 /退院退所時			800 円	1,600 円	2,400 円	サービス利用料金の説明【2】(7)と同様
特別管理指導加算 /退院退所時			200 円	400 円	600 円	特別管理加算の要件に該当するご利用者に退院時共同指 導を実施した場合に加算

退院支援指導加算		(1)	600 円	1,200 円	1,800 円	退院日にサービスを実施し、退院支援指導を実施した場合に加算。(長時間訪問看護加算対象のご利用者に長時間にわたる指導を実施した場合は(2)の金額を加算)
/退院退所時		(2)長時間の指導	840 円	1,680 円	2,520 円	
在宅患者連携指導加算 /月			300 円	600 円	900 円	医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い、共有した情報を踏まえてご利用者またはご家族に指導を行った場合に加算
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 /月2回程度			200 円	400 円	600 円	状態急変時等に関係医療従事者と共同で訪問しカンファレンスを行った場合に加算
看護・介護職員連携強化加算 /月			250 円	500 円	750 円	サービス利用料金の説明【2】(7)と同様
専門管理加算 /月			250 円	500 円	750 円	サービス利用料金の説明【2】(7)と同様
訪問看護医療 DX 情報活用加算 /月			5 円	10 円	15 円	体制を整備し、ご利用者の診療情報を取得した上でサービスの計画的管理を行った場合に加算
加算			ご利用者負担分			算定要件
			1 割	2 割	3 割	
★複数名訪問看護加算(その他の職員と行う場合かつ厚生労働大臣が定める場合)/日	1 日	2 人まで	300 円	600 円	900 円	同時に複数の看護師等(1人以上は看護職員)によるサービスが必要な下記の状況にあるご利用者に対して、ご利用者またはそのご家族等の同意をいただいた上で、左記区分に従い、週1回につき加算。その他職員と同時にサービスを行う場合は週3回を限度に加算し、さらに下記①②③に該当する場合は、1日1回算定日のサービス回数に応じた額を加算。
	1 回	3 人以上	270 円	540 円	810 円	
	1 日	2 人まで	600 円	1,200 円	1,800 円	
	2 回	3 人以上	540 円	1,080 円	1,620 円	
	1 日	2 人まで	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	3 回以上	3 人以上	900 円	1,800 円	2,700 円	
★複数名訪問看護加算(准看護師意外と行う場合)/週1回		同一建物内2人まで	450 円	900 円	1,350 円	①末期の悪性腫瘍等のご利用者 ②特別訪問看護指示期間中のご利用者 ③特別な管理を必要とするご利用者 ④ご利用者の身体的理由または行為によって1人対応が困難な場合
		3 人以上	400 円	800 円	1,200 円	
★複数名訪問看護加算(准看護師と行う場合)/週1回		同一建物内2人まで	380 円	760 円	1,140 円	
		3 人以上	340 円	680 円	1,020 円	
★複数名訪問看護加算(その他職員と行う場合)/週3回程度		同一建物内2人まで	300 円	600 円	900 円	
		3 人以上	270 円	540 円	810 円	
難病等	1 日	同一建物内2人まで	450 円	900 円	1,350 円	厚生労働大臣の定める疾病等に該当、特別管理加算の要

複数回 訪問加 算 /月	2 回	同一建物内 3 人以上 9 人以下		400 円	800 円	1,200 円	件に該当、または特別訪問看護指示書を受けたご利用者 に、1 日に複数回サービスを提供した場合に加算
		同一建物内 10 人以上 19 人以下		370 円	740 円	1,110 円	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下		350 円	700 円	1,050 円	
		同一建物内 50 人以上		330 円	660 円	990 円	
	1 日 3 回以上	同一建物内 2 人まで		800 円	1,600 円	2,400 円	
		同一建物内 3 人以上 9 人 以下	月 20 日目まで	720 円	1,440 円	2,160 円	
			月 21 日目を以降	690 円	1,380 円	2,070 円	
		同一建物内 10 人以上 19 人 以下	月 20 日目まで	630 円	1,260 円	1,890 円	
			月 21 日目を以降	520 円	1,040 円	1,560 円	
		同一建物内 20 人以上 49 人 以下	月 20 日目まで	480 円	960 円	1,440 円	
			月 21 日目を以降	350 円	700 円	1,050 円	
		同一建物内 50 人以上	月 20 日目まで	410 円	820 円	1,230 円	
			月 21 日目を以降	300 円	600 円	900 円	

(9) その他療養費については表 5 のとおりです。訪問看護ターミナルケア療養費と訪問看護情報提供療養費は
該当月のみ、訪問看護ベースアップ評価料については毎月算定します。

表5 その他療養費

★は、ご利用者の同意により算定の対象となります。

項目	ご利用者負担分			算定要件
	1 割	2 割	3 割	
★訪問看護ターミナルケア療養費 1 /回 在宅または特別養護老人ホーム等(看取り加算なし)でご逝去された場合	2,500 円	5,000 円	7,500 円	サービス利用料金の説明【2】(7)に記載の体制の整備及び訪問看護計画を作成しご利用者及びご家族に対して説明し同意をいただいた上で、ご利用者がお亡くなりになられた日及び前 1 4 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合に加算
★訪問看護ターミナルケア療養費 2 /回 在宅または特別養護老人ホーム等(看取り加算あり)でご逝去された場合	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
項目	ご利用者負担分			算定要件
	1 割	2 割	3 割	
★訪問看護情報提供療養費 1・2・3 /該当月	150 円	300 円	450 円	ご利用者の同意をいただいた上でサービスに関する情報を下記の関係先に文書提供した場合に、該当月に加算 1：自治体・相談支援事業者 2：学校等 3：保険医療機関
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)/月	78 円	156 円	234 円	当事業所が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の賃金改善等を実施しているものとして、地方厚生局長に届出ている場合に加算
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)/月	1-50 円	2-100 円	3-150 円	(Ⅰ)に加えて、当事業所が賃金の更なる改善が必要とされ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、地方厚生局長に届出ている場合に加算 (1-18 の区分に応じて)

【4】サービス利用料金について（保険適用外）

表6 保険適用外のサービス

区分	料金		適用となる場合
死後の処置	1 回	22,000 円(税込)	訪問看護と連続して行われる場合

【5】その他の料金について

表7 その他の料金

区分	料金		適用となる場合
当日キャンセル	1 回	5,000 円(税込)	連絡なしでの当日不在の場合 ※病状の急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合は除く
交通費	1 回	1Kmにつき 30 円(100m 単位で計上)	通常の事業の実施地域を超えた場合

- ・ご利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者のご負担となります。
- ・訪問看護指示書料金について主治医の医療機関にお支払いが発生しますのでご了承ください。
(ご利用者負担 300 円 600 円 900 円)

重要事項の説明日 年 月 日

お客様とのサービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を行いました。

訪問看護ステーションつみき

説明者 _____ ㊞

訪問看護 介護予防訪問看護(介護保険/医療保険) サービス契約書

お客様と株式会社 ASAHI RISE CARE（以下、「会社」とします。）は、お客様に対して会社が提供する上記契約サービス（以下、「本サービス」とします。）について、次のとおり契約（以下、「本契約」とします。）を締結します。

第1条（契約の目的）

会社は、介護保険法及び健康保険法等の関係法令及び本契約に従い、お客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、本サービスを提供するものとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結日から要介護または要支援（以下、「要介護等」とします。）認定の有効期間満了日までとします。なお、介護保険と医療保険両方の適用となる場合には、期間の長い方を有効期間とします。
- 2 本契約の有効期間満了の7日前までに、お客様から契約終了の申し出がなく、かつ第9条（契約の終了）に定める事項に該当しない場合は、本契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第3条（サービス内容）

本サービスは、介護保険法令及び健康保険法令等に定めるサービス内容の中から、各種サービス計画等に基づき選択された内容にて提供されるものとします。本サービスの内容の詳細は、本契約の重要事項説明書に定めるとおりとします。

第4条（本契約サービス以外のサービス提供）

本契約で提供するサービスは、介護保険（介護給付）および医療保険の適用されるサービスおよび重要事項説明書に記載のあるサービスとなり、本契約以外のサービスを提供する場合

は、新たにサービス種類ごとに契約を締結することとします。

第5条（サービス利用料金）

- 1 本サービスの利用料金は、本契約にかかわる介護保険法令等に定める介護報酬及び医療保険の診療報酬に準拠した金額及びその他の費用となります。本サービスの利用料金の詳細及び支払方法は、重要事項説明書に定めるとおりとします。
- 2 本契約の有効期間中、介護保険法及び健康保険法等の改正、または、その他の理由によるサービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、会社は、法令等改正後速やかにお客様に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知し同意を得ます。

第6条（キャンセル）

お客様は、事前に会社に連絡することにより、予定されたサービスの利用をキャンセルすることができます。但し、重要事項説明書に定めるキャンセル料が発生する場合があります。

第7条（お客様の解約権）

- 1 お客様は、会社に対していつでも2週間以上の予告期間をもって解約を通知することにより、本契約を解約することができます。
- 2 お客様は、会社が定められたサービスを提供しなかった場合および本契約に違反した場合には、直ちに本契約を解約することができます。
- 3 お客様が本条の規定に基づき本契約を解約する場合においても、お客様は既に提供を受けた本サービスの利用料金を支払う必要があります。

第8条（会社の解約権）

- 1 会社は、事業所の廃止・縮小を実施する場合等で本契約の継続が困難となった場合には、お客様に対し、原則として2週間前までに、その理由等を記載した書面をもって通知することにより、解約をすることができます。
- 2 会社は、お客様が正当な理由なく会社に支払うべきサービス利用料金を3ヶ月分以上滞納した場合には、期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わないときは、書面により本契約を解約することができます。
- 3 会社は、お客様またはお客様の家族から会社やその職員の生命、身体、財産もしくは信用を傷つける等の法令違反またはそのおそれのある行為（重要事項説明書第22条第1項に記載の行為を含みます。）がなされる等により、お客様またはお客様の家族との協力関係を保つことができなくなった場合等、本契約を継続し難い合理的な事情が認められる場合には、直ちに本契約を解約することができます。
- 4 会社は、本契約を解約する場合においては、お客様の心身の状況及び希望等に応じて他の同

種サービス事業所等を紹介するよう努めるものとします。

- 5 会社が本条の規定に基づき本契約を解約する場合においても、お客様は既に提供を受けた本サービスの利用料金を支払う必要があります。

第9条（契約の終了）

本契約は、次のいずれかに該当した場合、終了するものとします。

- 1 お客様から第2条第2項に基づいた本契約を終了する意思表示があり、契約期間が終了した場合
- 2 第7条もしくは第8条に基づき本契約が解約された場合
- 3 お客様が施設等に入所する等にて、1年以上にわたりサービスの提供がなく、その後の提供も予定されていない場合
- 4 介護保険及び医療保険の適用がなされなかった場合
- 5 お客様が死亡した場合
- 6 会社が介護保険サービス事業の指定を取り消された場合または事業を廃止した場合
- 7 会社が本契約にかかる事業を譲渡または撤退した場合

第10条（苦情対応）

- 1 お客様は、サービスに関して、いつでも、重要事項説明書に記載されている窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 会社は、苦情対応の相談責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 会社は、お客様からの苦情の申し立てを理由として、お客様に対して何らの不利益な取扱いを行いません。

第11条（緊急時・事故発生時の対応）

- 1 会社は、緊急時及び事故発生時には人命救助を最優先とし、速やかな現場対応と連携・連絡を行います。連絡先、対応可能時間等の詳細は、重要事項説明書のとおりとします。
- 2 会社は、サービスの提供に当たってお客様の生命・身体・財産に損害を与えた場合および秘密保持の違反により損害を与えた場合には、その損害賠償をします。ただし、会社の責めに帰すべき事由によらない場合（予測や回避ができない事故や経年劣化による財産の破損滅失等の場合）には、この限りではありません。
- 3 お客様は、故意または過失により、当事業所の設備または備品に対して通常の保守の程度を超える補修等が必要となる損害を与えたときは、その費用を負担するものとします。また、お客様は、お客様の責に帰すべき事由により、会社、その職員または他のお客様の生命、身体、財産または信用に損害を及ぼした場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。

第12条（天災等不可抗力）

- 1 本契約の有効期間中、地震、噴火その他天災等、会社の責に帰すべからざる事由により、サービスを提供することができなくなった場合には、会社は、お客様に対してサービスを提供する義務を負わないものとします。
- 2 前項の場合においても、お客様は既に提供を受けた本サービスの利用料金を支払う必要があります。

第13条（秘密保持）

- 1 会社は、業務上で知り得たお客様及びお客様のご家族に関する秘密及び個人情報を、正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後、また職員においては退職後も第三者に漏らすことはありません。
- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ文書によりお客様及びその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で情報は提供することができます。

第14条（お客様身元保証人）

- 1 お客様ご家族代表等は、原則としてお客様身元保証人とします。ただし、社会通念上、身元保証人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。
- 2 お客様身元保証人は、お客様と連帯して、会社に対する料金の支払いを含めたお客様の一切の債務（第5条第2項によりサービス利用料金が増額された場合の料金の支払いも含みます。）について、金20万円を極度額として※支払の責任を負うものとします。※お客様身元保証人の連帯保証責任の限度額を設定するものであり、お客様身元保証人は極度額を超えて連帯保証責任を負うことはありません。
- 3 会社によるお客様身元保証人に対する履行の請求は、お客様に対してもその効力を生じるものとします。
- 4 お客様身元保証人から請求があったときは、お客様のサービス利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、お客様の全ての債務の額等に関する情報を提供いたします。
- 5 お客様身元保証人が、住所、氏名を変更したときは、身元保証人の変更を申し出て、その旨を書面によって取り交わします。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 会社及びお客様は、相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
 - （1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - （2）自らの役員が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を既存する行為

2 会社及びお客様は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができます。

(1) 前項 1 又は 2 の確約に反する表明をしたことが判明した場合

(2) 前項 3 の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項 4 の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された方は、相手方に対し、相手方が被った損害を賠償します。

4 第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された方は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行いません。

第 16 条（合意管轄）

本契約及び個別契約に関する一切の紛争については、会社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（契約外条項）

本契約及び個別契約、ならびに介護保険法及び健康保険法等その他の関係法令で定められていない事項は、介護保険法及び健康保険法等その他関係法令の趣旨を尊重し、お客様と会社の協議により定めます。

個人情報使用同意書

私（お客様及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

◆個人情報の利用目的◆

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

1 訪問看護ステーション内での利用

- ・お客様に提供する訪問看護サービスに係る業務（計画・報告・連絡・相談）
- ・医療保険・介護保険請求等の事務
- ・会計・経理等の事務
- ・事故等の報告・連絡・相談
- ・お客様への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・その他、お客様に係る事業所の管理運営業務

2 他の事業所等への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、お客様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（担当者会議・照会への回答）
- ・家族等介護者への心身の状況説明
- ・審査支払機関へのレセプト提出・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

◆使用にあたっての条件◆

- 1 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れ事のないよう細心の注意を払うこと。
- 2 個人情報を使用した会議・相手方・内容等の経過を記録しておくこと。

〈個人情報の訂正・利用停止について〉

当該訪問看護ステーションが保有しているお客様の個人情報の内容が、事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。

◆個人情報の開示について◆

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、管理者までお申し出下さい。

※「個人情報」とは、お客様個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別される、又は識別され得るものをいいます。

◆肖像権について◆

当社の、ホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などにおいて、お客様の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。使用につきまして以下に○をご記入下さい。

同意する 同意しない

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり契約書、個人情報同意書、重要事項の説明を受け、サービス提供の開始に同意した上で、本契約を証するため、本書を2通作成し、お客様（後見人等）及び会社双方が記名・押印の上、各1通を保有するものとします。

契約の締結日 西暦 年 月 日

私は、重要事項の交付、説明を受けてその内容及び本契約内容について同意し、サービスの利用を申し込みます。

（お客様）

住 所

（ふりがな）

氏 名

㊞

（ご家族代表等）

私は、重要事項の説明を受けてその内容及び本契約内容について同意します。

住 所

（ふりがな）

氏 名

㊞

（続柄 ）

（☐後見人 ☐保佐人 ☐補助人）※該当するものに✓をしてください。

私は、お客様の本契約締結行為について（☐代理 ☐同意）します。

※該当するものに✓をしてください。

住 所

（ふりがな）

氏 名

㊞

(会 社)

お客様の申込みを受諾し、この契約書に定める事項を、誠実に責任をもって行います。

住 所 岡山県岡山市北区今 6-7-1

法人名 株式会社 ASAHI RISE CARE

代表者 代表取締役 川口 剛史

事業所 訪問看護ステーション つみき

⑨